

第 6 8 1 号
平成23年1月10日 発行

天理市公報

発行 天 理 市
編集 総務部総務課

目 次

条 例	番号	頁数	告 示	番号	頁数
・天理市農業委員会の委員の選挙区に関する条例を廃止する条例	37	2	・放置自転車等の保管について	1	15
・天理市営住宅条例の一部を改正する条例	38	2	・放置自転車等の保管について	2	16
			公 告	番号	頁数
			・一般競争入札について	48	16
			・公売公告兼見積価格公告	49	19
			・指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定について	50	20
訓 令	番号	頁数	・天理市農業振興地域整備計画の変更について	51	20
・文書の作成要領の一部改正	11	2			
			教育委員会	番号	頁数
告 示	番号	頁数	・定例教育委員会の招集について	16	20
・放置自転車等の保管について	361	2			
・放置自転車等の保管について	362	3	監査委員	番号	頁数
・放置自転車等の保管について	363	3	・定期監査の結果について	4	21
・放置自転車等の保管について	364	3			
・公示送達について	365	4	公営企業	番号	頁数
・放置自転車等の保管について	366	4	・一般競争入札について	8	33
・放置自転車等の保管について	367	4			
・放置自転車等の保管について	368	5			
・放置自転車等の保管について	369	5			
・放置自転車等の保管について	370	6			
・放置自転車等の保管について	371	6			
・放置自転車等の保管について	372	6			
・放置自転車等の保管について	373	7			
・平成22年度天理市一般会計補正予算（第4号）及び平成22年度天理市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の要領について	374	7			
・放置自転車等の保管について	375	11			
・天理市道路線の認定について	376	11			
・市道の区域決定及び供用開始について	377	12			
・放置自転車等の保管について	378	13			
・放置自転車等の保管について	379	13			
・放置自転車等の保管について	380	13			
・放置自転車等の保管について	381	14			
・放置自転車等の保管について	382	14			
・放置自転車等の保管について	383	14			
・自転車等駐車場における放置自転車等の保管について	384	15			

条 例

(平成22年12月24日掲示済)

天理市農業委員会の委員の選挙区に関する条例を廃止する条例をここに公布する。
平成22年12月24日

天理市長 南 佳 策

天理市条例第37号

天理市農業委員会の委員の選挙区に関する条例を廃止する条例
天理市農業委員会の委員の選挙区に関する条例（昭和38年6月天理市条例第15号）は、廃止する。
附 則
この条例は、次の一般選挙から施行する。

(平成22年12月24日掲示済)

天理市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成22年12月24日

天理市長 南 佳 策

天理市条例第38号

天理市営住宅条例の一部を改正する条例
天理市営住宅条例（平成9年12月天理市条例第35号）の一部を次のように改正する。
別表中「天理市嘉幡町542番地1」を「天理市嘉幡町533番地」に改める。
附 則
この条例は、公布の日から施行する。

訓 令

天理市訓令甲第11号

文書の作成要領（昭和62年3月天理市訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。
平成22年12月22日

天理市長 南 佳 策

第1号中「（昭和56年内閣告示第1号）」を「（平成22年内閣告示第2号）」に改める。
附 則
この要領は、平成22年12月22日から施行する。

告 示

(平成22年12月6日掲示済)

天理市告示第361号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。
平成22年12月6日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成22年12月6日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成22年12月6日から平成23年2月3日まで（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの期間を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- 6 返還時に必要なもの
 - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）

(2) 移動・保管費用(1台につき)

ア 移動費 2,000円

イ 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)

7 連絡先

天理市自転車等保管施設 電話0743-62-7778

天理市総務部地域安全課 電話0743-63-1001

(平成22年12月7日揭示済)

天理市告示第362号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年12月7日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成22年12月7日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成22年12月7日から平成23年2月4日まで(日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの期間を除く。)

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成22年12月9日揭示済)

天理市告示第363号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年12月9日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成22年12月9日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成22年12月9日から平成23年2月6日まで(日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの期間を除く。)

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成22年12月10日揭示済)

天理市告示第364号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年12月10日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

- 自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成22年12月10日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成22年12月10日から平成23年2月7日まで（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの期間を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成22年12月10日揭示済)

天理市告示第365号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年7月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成22年12月10日

天理市長 南 佳 策

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 地方税法第20条の2の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成22年12月13日揭示済)

天理市告示第366号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年12月13日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成22年12月13日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成22年12月13日から平成23年2月10日まで（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの期間を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成22年12月13日揭示済)

天理市告示第367号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年12月13日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

- 2 移動日
平成22年12月13日
 - 3 移動対象区域
天理市前栽町335番地1先放置禁止区域外
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成22年12月13日から平成23年2月10日まで（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの期間を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成22年12月14日揭示済)

天理市告示第368号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年12月14日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成22年12月14日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成22年12月14日から平成23年2月11日まで（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの期間を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成22年12月15日揭示済)

天理市告示第369号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年12月15日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成22年12月15日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成22年12月15日から平成23年2月12日まで（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの期間を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成22年12月16日揭示済)

天理市告示第370号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年12月16日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成22年12月16日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成22年12月16日から平成23年2月13日まで（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの期間を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成22年12月16日揭示済)

天理市告示第371号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年12月16日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成22年12月16日
 - 3 移動対象区域
天理市杣之内町元山口方16番地先放置禁止区域外
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成22年12月16日から平成23年2月13日まで（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの期間を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成22年12月17日揭示済)

天理市告示第372号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年12月17日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成22年12月17日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所

天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成22年12月17日から平成23年2月14日まで（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの期間を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成22年12月20日揭示済)

天理市告示第373号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年12月20日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成22年12月20日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成22年12月20日から平成23年2月17日まで（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの期間を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成22年12月21日揭示済)

天理市告示第374号

平成22年12月20日付で議決のあった平成22年度天理市一般会計補正予算（第4号）及び平成22年度天理市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の要領は、次のとおりである。

平成22年12月21日

天理市長 南 佳 策

平成22年度天理市一般会計補正予算（第4号）

平成22年度天理市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ368,183千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24,395,449千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		千円 2,977,039	千円 89,909	千円 3,066,948
	1 国庫負担金	2,460,830	82,974	2,543,804
	2 国庫補助金	492,636	6,935	499,571
15 県支出金		1,380,153	88,184	1,468,337
	1 県負担金	743,303	50,430	793,733
	2 県補助金	466,066	24,001	490,067
	3 委託金	170,784	13,753	184,537
19 繰越金		238,778	188,267	427,045
	1 繰越金	238,778	188,267	427,045

款	項	補正前の額	補正額	計
20 諸収入		千円 366,933	千円 1,823	千円 368,756
	5 雑入	161,991	1,823	163,814
歳 入 合 計		24,027,266	368,183	24,395,449

2 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		千円 267,878	千円 △2,192	千円 265,686
	1 議会費	267,878	△2,192	265,686
2 総務費		3,415,710	120,363	3,536,073
	1 総務管理費	2,770,625	97,690	2,868,315
	2 徴税费	366,678	△291	366,387
	3 戸籍住民基本台帳費	150,372	94	150,466
	4 選挙費	49,357	22,440	71,797
	5 統計調査費	45,820	△47	45,773
	6 監査委員費	32,858	477	33,335
3 民生費		8,721,975	199,199	8,921,174

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 社会福祉費	3,737,125	203,891	3,941,016
	2 児童福祉費	3,854,513	△4,320	3,850,193
	3 生活保護費	1,129,786	△372	1,129,414
4 衛生費		1,437,443	54,106	1,491,549
	1 保健衛生費	479,804	21,294	501,098
	2 清掃費	957,639	32,812	990,451
6 農林費		367,102	216	367,318
	1 農業費	349,462	△234	349,228
	2 林業費	17,640	450	18,090
7 商工費		169,214	△318	168,896
	1 商工費	169,214	△318	168,896

8 土木費		3,159,889	△1,379	3,158,510
	1 道路橋りょう費	543,791	△1,150	542,641
	2 河川費	93,583	348	93,931
	3 都市計画費	2,397,170	△891	2,396,279
	4 住宅費	125,345	314	125,659
9 消防費		839,104	100	839,204
	1 消防費	839,104	100	839,204
10 教育費		3,238,269	△1,986	3,236,283
	1 教育総務費	345,080	327	345,407
	2 小学校費	1,178,092	489	1,178,581
	3 中学校費	284,429	25	284,454
	4 幼稚園費	601,377	△374	601,003

款	項	補正前の額	補正額	計
	5 社会教育費	千円 654,599	千円 △1,896	千円 652,703
	6 保健体育費	174,692	△557	174,135
11 災害復旧費		56,439	74	56,513
	1 公共土木施設災害復旧費	44,457	35	44,492
	2 農林業施設災害復旧費	11,982	39	12,021
歳 出	合 計	24,027,266	368,183	24,395,449

第2表 債務負担行為補正

事 項	期 間	限 度 額
知 事 選 挙 事 業	平成22年度から平成23年度まで	千円 3,184
県 議 会 議 員 選 挙 事 業	平成22年度から平成23年度まで	千円 2,176
市 議 会 議 員 選 挙 事 業	平成22年度から平成23年度まで	千円 2,040

平成22年度天理市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

平成22年度天理市の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11,480千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,743,205千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
9 繰入金		千円 412,520	千円 11,480	千円 424,000
	1 他会計繰入金	412,519	11,480	423,999
歳 入	合 計	6,731,725	11,480	6,743,205

2 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		172,184	△876	171,308
	1 総務管理費	144,063	△876	143,187
8 保健事業費		67,426	630	68,056
	2 保健事業費	16,028	630	16,658
11 諸支出金		64,546	11,726	76,272
	1 償還金及び還付加算金	64,186	11,726	75,912
歳 出 合 計		6,731,725	11,480	6,743,205

(平成22年12月21日掲示済)

天理市告示第375号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年12月21日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成22年12月21日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成22年12月21日から平成23年 2 月18日まで（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の 1 月 3 日までの期間を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成22年12月22日掲示済)

天理市告示第376号

天理市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定に基づき、次の市道の路線を認定する。その関係図面は、建設部監理課において、告示の日から1月間一般の縦覧に供する。

平成22年12月22日

天理市長 南 佳 策

記

路線番号	路線名	起 終 点		主たる経過地	摘 要
7 2 4 号	井戸堂町たちばな1号線	起点	西井戸堂町県道天理環状線分岐		
		終点	東井戸堂町市道480号合接		
7 2 5 号	井戸堂町たちばな2号線	起点	西井戸堂町県道天理環状線分岐		
		終点	東井戸堂町市道724号合接		
7 2 6 号	井戸堂町たちばな3号線	起点	西井戸堂町県道天理環状線分岐		
		終点	東井戸堂町市道724号合接		
7 2 7 号	井戸堂町たちばな4号線	起点	東井戸堂町県道天理環状線分岐		
		終点	東井戸堂町市道724号合接		

728号	井戸堂町たちばな5号線	起点	東井戸堂町県道天理環状線分岐		
		終点	東井戸堂町市道724号合接		
729号	井戸堂町たちばな6号線	起点	東井戸堂町県道天理環状線分岐		
		終点	東井戸堂町市道724号合接		
730号	井戸堂町たちばな7号線	起点	西井戸堂町市道724号分岐		
		終点	西井戸堂町市道729号合接		
731号	井戸堂町たちばな8号線	起点	東井戸堂町市道480号分岐		
		終点	東井戸堂町市道480号合接		

(平成22年12月22日掲示済)

天理市告示第377号

市道の区域決定及び供用開始について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項及び第2項により、道路の区域決定及び供用開始を下記のとおり行う。

その関係図面は、建設部監理課において、告示の日から1月間一般の縦覧に供する。

平成22年12月22日

天理市長 南 佳 策

記

- 1 道路の種類 市道
- 2 区域決定の区間

路線番号	路線名	区 間	敷地の幅員 (m)	延長 (m)	摘要
724号	井戸堂町たちばな1号線	西井戸堂町516番地8先から (県道天理環状線分岐) 東井戸堂町337番地42先 (市道480号合接) まで	4.60～12.30	342.45	
725号	井戸堂町たちばな2号線	西井戸堂町516番地19先から (県道天理環状線分岐) 東井戸堂町331番地25先 (市道724号合接) まで	4.60～12.00	125.50	
726号	井戸堂町たちばな3号線	西井戸堂町516番地31先から (県道天理環状線分岐) 東井戸堂町331番地37先 (市道724号合接) まで	4.65～11.95	129.70	
727号	井戸堂町たちばな4号線	東井戸堂町468番地10先から (県道天理環状線分岐) 東井戸堂町337番地25先 (市道724号合接) まで	6.10～13.45	133.50	
728号	井戸堂町たちばな5号線	東井戸堂町468番地6先から (県道天理環状線分岐) 東井戸堂町337番地15先 (市道724号合接) まで	6.20～12.69	137.60	
729号	井戸堂町たちばな6号線	東井戸堂町468番地13先から (県道天理環状線分岐) 東井戸堂町337番地2先 (市道724号合接) まで	6.20～12.60	146.55	
730号	井戸堂町たちばな7号線	西井戸堂町516番地13先から (市道724号分岐) 東井戸堂町522番地7先 (市道729号合接) まで	5.10～12.70	150.10	
731号	井戸堂町たちばな8号線	東井戸堂町466番地2先から (市道480号分岐) 東井戸堂町464番地16先 (市道480号合接) まで	6.20～15.75	190.75	

3 供用開始の理由 道路の区域決定に伴い、新たに道路となったため

4 供用開始年月日 平成22年12月22日

(平成22年12月22日掲示済)

天理市告示第378号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年12月22日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成22年12月22日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成22年12月22日から平成23年2月19日まで（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの期間を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成22年12月24日揭示済)

天理市告示第379号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年12月24日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成22年12月24日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成22年12月24日から平成23年2月21日まで（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの期間を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成22年12月27日揭示済)

天理市告示第380号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年12月27日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成22年12月27日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 略
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間

平成22年12月27日から平成23年2月24日まで（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの期間を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成22年12月27日揭示済)

天理市告示第381号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年12月27日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

2 移動日

平成22年12月27日

3 移動対象区域

天理市田井庄町557番地3先放置禁止区域外

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成22年12月27日から平成23年2月24日まで（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの期間を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(昭和22年12月28日揭示済)

天理市告示第382号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年12月28日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成22年12月28日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成22年12月28日から平成23年2月25日まで（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの期間を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成22年12月28日揭示済)

天理市告示第383号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年12月28日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

- 2 移動日
平成22年12月28日
 - 3 移動対象区域
天理市岩室町3 3 1番地 1 先放置禁止区域外
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成22年12月28日から平成23年2月25日まで（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの期間を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成22年12月28日揭示済)

天理市告示第384号

天理市自転車等駐車場条例（平成13年9月天理市条例第31号）第13条第1項の規定により、有効期限を過ぎて放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条第2項の規定により告示する。

平成22年12月28日

天理市長 南 佳 策

- 1 撤去理由
自転車等駐車場内に有効期限を過ぎて放置されていたため。
- 2 撤去日
平成22年12月28日
- 3 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成22年12月28日から平成23年6月27日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後5時まで
- 4 返還時に必要なもの
 - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）
 - (2) 延滞期間に応じた駐車料金
- 5 連絡先
天理市開発公社 電話 0743-63-7210
天理市総務部地域安全課 電話 0743-63-1001

(平成23年1月4日揭示済)

天理市告示第1号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年1月4日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成23年1月4日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年1月4日から平成23年3月4日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成23年1月5日揭示済)

天理市告示第2号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成23年1月5日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成23年1月5日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成23年1月5日から平成23年3月5日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

公 告

(平成22年12月6日揭示済)

天理市公告第48号

一般競争入札について

建設工事の請負について、次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項及び第167条の6第1項の規定により公告する。

なおこの工事は、天理市上下水道局所管工事との合併入札を行うもので、予定価格及び最低制限価格の事前公表を行う土木一式工事であるものとする。

平成22年12月6日

天理市長 南 佳 策

第1 競争入札に付する事項等

- (1) 工事名 道路築造工事北大路線及び都市水環境整備事業污水管布設工事（公第31工区）
- (2) 工事場所 天理市 小路町
- (3) 工事概要
 - ① 道路築造工事 北大路線【天理市長部局所管工事】
工事延長 L=285.0m
土工 N=1式
地盤改良 N=1式
L型擁壁工 N=1式
排水構造物 N=1式
縁石工 N=1式
舗装工 N=1式
 - ② 都市水環境整備事業污水管布設工事（公第31工区）【天理市上下水道局所管工事】
工事延長 L=336.0m
小口径泥水推進工 HPφ250 L=110.0m
開削工 VUφ200 L=226.0m
開削工（サービス管） VUφ200 L=84.3m
マンホール工 N=12基
付帯工 1式
- (4) 工期 平成23年3月28日まで
- (5) 予定価格 107,437,050円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）
- (6) 最低制限価格 93,711,450円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）

第2 競争参加資格

- (1) 天理市に対して天理市建設工事執行規則（昭和48年2月天理市規則第4号）第5条に規定する建設工事入札参加資格申請書（様式第1号）を提出している土木工事の資格を有する建設業者（市内に本店又は営業所（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定するもののうち本店を除く）

たものであって、かつ、当該営業所が本市に対する入札参加資格を有する者に限る。)を有するものであって、次の(2)から(3)に掲げる条件をすべて満たし、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けたものであること。

(2) 次の条件をすべて満たしていること。

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ② 建設業法第15条の規定による特定建設業の許可を、土木工事業について受けている者であること。
 - ③ 経営規模等評価結果(審査基準日が、本入札参加資格確認申請書の提出締切日より1年7ヶ月前までの直近のもの)における土木一式工事の総合評定値を有する者であること。
 - ④ 本市が平成22年7月1日に発表した建設工事請負業者格付表(平成22年度)において土木一式工事の格付がA1等級に位置づけられている者であること。
 - ⑤ 本競争入札参加資格確認時点及び本件の開札日までの間において、本市より指名停止措置を受けていない者であること。
 - ⑥ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更生事件」という。)に係る同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。)第30条に規定する更生手続開始の申立てを含む。)をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。)を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
 - ⑦ 平成12年3月31日以前に民事再生法(平成11年法律第225号)附則第2条の規定による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
 - ⑧ 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかったものとみなす。
 - ⑨ 本工事の仕様書に対する質問を、書面(様式は自由とする。以下「質問書」という。)により提出した者であること。
 - ⑩ 本市に対して不誠実な行為のない者であること。
- (3) 次の条件を満たす配置予定技術者をこの工事を行う期間中、専任で配置できること。
- ① 入札説明書の別表1の資格を有する者
 - ② 入札の申し込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者
 - ③ 監理技術者にあつては、土木工事業の「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習終了証」の交付を受けている者

第3 入札手続等

- (1) 担当部課 〒632-8555 天理市川原城町605番地 天理市役所 総務部総務課 入札審査室
電話番号 0743-63-1001 内線 332
- (2) 入札説明書の交付期間及び場所
 - ① 交付期間 別表2(入札日程)のとおりとする。
 - ② 交付場所 第3(1)に同じ。

第4 競争参加資格の確認等

本競争の参加希望者は、第2に掲げる競争資格を有することを証明するため、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料を下記のとおり提出し、市長から競争参加資格のあることの確認を受けなければならない。

- (1) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出
 - ① 提出期間 別表2(入札日程)のとおりとする。
 - ② 提出場所 第3(1)に同じ。
 - ③ 提出部数 各1部
 - ④ 提出方法 持参すること。
 - ⑤ 作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

第5 仕様書公開の日時及び場所

- (1) 日時 別表2(入札日程)のとおりとする。
- (2) 場所 第3(1)に同じ。
- (3) 仕様書に対する質問書は、質疑の有無にかかわらず、下記期限までに提出するものとする。
 - ① 質問書提出期限 別表2(入札日程)のとおりとする。
 - ② 質問書提出場所 第3(1)に同じ。
 - ③ 質問書提出方法 質問書の提出は、持参によることとし、郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めません。
- (4) 質問書に対する回答は、平成22年12月21日(火)に回答書を発送するとともに、総務課入札審査

室にて閲覧に供します。

第6 入札の方法

- (1) 競争参加資格者は、当該公告案件の入札説明書に示す所定の入札書に必要な事項を記入し、記名押印した上で、日本郵便 郵便事業株式会社 天理支店留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により指定された到着期限までに郵便により提出しなければならない。
- (2) 入札書の郵送に際しては、封筒は二重封筒とし、中封筒に入札書1通を入れ封かんし、表側に工事名及び入札者名を記載した上で、外封筒に入れなければならない。
- (3) 外封筒の表面に開札日、工事名、住所又は所在、商号又は名称、代表者氏名等の必要事項を記入した郵便入札送付票を貼付しなければならない。
- (4) 前各項に規定する方法により入札書を送付しなかったとき又は入札書が到着期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。

第7 入札書の到着期限日及び送付先

- (1) 到着期限日 別表2(入札日程)のとおりとする。
- (2) 入札書の送付先 日本郵便郵便事業(株)天理支店 留 天理市役所総務部総務課入札審査室 行

第8 開札日時及び場所

- (1) 日時 別表2(入札日程)のとおりとする。
- (2) 場所 天理市川原城町605番地 天理市役所3階 334会議室

第9 落札者の決定方法

- (1) 入札の回数は、1回とする。
- (2) 天理市契約規則(昭和40年8月天理市規則第22号)第6条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の入札書記載金額を提示し、かつ、最低制限価格を下回らない有効な入札を行った者を落札者とする。決定後、落札者にその旨を通知するとともに、入札結果は総務課入札審査室で公表する。
落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

第10 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金
 - ① 入札保証金 免除
 - ② 契約保証金 金額については、請負代金額の10分の1以上とし、保証方法等詳細については、天理市建設工事執行規則第13条に規定する契約書に定めるとおりとする。
- (2) 入札の無効
本入札説明書に規定した競争参加資格が認められていない者のなした入札、第2に定める競争参加資格がない者のなした入札、第6に定める入札の方法によらない入札、本市に対し虚偽の記載をした申請書又は資料を提出した者のなした入札並びに仕様書及び天理市建設工事郵便入札試行要領において示した入札条件等に違反した入札は無効とする。ただし、入札書にあっては、当該公告案件の入札説明書に示す所定の入札書により応札すること。
- (3) 入札中止条件
この入札手続執行途中で、入札参加可能者が3者未満となったとき又は入札開札時に入札参加者が3者未満となったときは、その段階で入札手続又は入札を中止する。
- (4) 詳細説明 詳細は、入札説明書による。

第11 入札公告の掲示場所 天理市役所 掲示場

第12 問い合わせ先 第3(1)に同じ。

別表 1

	工事業種	配置技術者の資格(いずれかに該当すること)
1	土木工事	① 建設業法による技術検定のうち検定種目を1級の建設機械施工又は1級の土木施工管理とするものに合格した者 ② 上記①と同等以上の資格を有するものと国土交通大臣(平成13年1月5日以前にあっては建設大臣)が認定した者 ③ 技術士法(昭和58年法律第25号)による第2次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)、水産部門(選択科目を「水産土木」とするものに限る。))又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。)に合格した者

別表 2(入札日程)

道路築造工事北大路線及び都市水環境整備事業污水管布設工事(公第31工区)	
事項	期間等
入札説明書の交付期間	平成22年12月6日(月)から平成22年12月13日(月)まで

	天理市ホームページからダウンロードできます。
申請書の提出期間仕様書の公開期間	平成22年12月6日(月)から平成22年12月13日(月)まで
質問書の提出期限	平成22年12月16日(木) 質問書の提出は、質問がない場合も必ず必要です。
競争参加資格確認の結果の通知日	平成22年12月21日(火)
質問書への回答日	平成22年12月21日(火)
競争参加資格がないとした場合の説明要望書提出期限	平成22年12月24日(金)
競争参加資格がないとした場合の当該理由の回答日	平成22年12月28日(火)
入札書到着期限日	平成23年1月12日(水) 書留郵便にて日本郵便 郵便事業(株)天理支店に必着のこと
開札の日時	平成23年1月13日(木) 午前9時30分
くじを行う場合の日時	平成23年1月13日(木) 午前11時

上記の期間・期限は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)とする。

(平成22年12月6日掲示済)

天理市公告第49号

公売公告兼見積価額公告

国税徴収法(昭和34年法律第147号)第95条の規定により差押財産を公売することを公告する。
 国税徴収法第99条の規定により見積価額を公告する。
 平成22年12月6日

売却区分	名称、性質、その他	数量	天理市長 南 佳 策	
			見積価額 (最低入札価額) (円)	公売保証金 (円)
天11-1	①切手シート(天皇家シリーズ)	1	2,480	0
天11-2	②切手シート(高松塚シリーズ)	1	1,300	0
天11-3	③切手シート(汽車シリーズ)	1	2,680	0
天11-4	④切手シート(スポーツシリーズ)	1	1,110	0
天11-5	⑤切手シート(お年玉シリーズ)	1	413	0
天11-6	⑥切手シート(御伽噺話シリーズ)	1	1,320	0
天11-7	⑦切手シート(国定公園シリーズ)	1	1,200	0
天11-8	⑧切手シート(つる女房シリーズ)	1	800	0
天11-9	武者人形3体セット(上杉謙信他2体、ガラスケース付)	1	5,000	0
天11-10	武者人形2体セット(真田昌幸他1体)	1	3,000	0
天11-11	武者人形5体セット(直江兼続他4体)	1	3,000	0
天11-12	武者人形5体セット(伊達政宗他4体)	1	3,000	0
天11-13	武者人形5体セット(前田利家他4体)	1	3,000	0
天11-14	武者人形5体セット(徳川家康他4体)	1	3,000	0
天11-15	武者人形5体セット(豊臣秀吉他4体)	1	3,000	0
天11-16	天然石 ラピスラジュリ	1	9,000	0

(注) ① 上記売却区分ごとに公売します。
 ② 公売財産の詳細については、ヤフーが提供するインターネットオークションサイト内に記載しています。

公売方法	ヤフーが提供するインターネットオークション(せり売)			
公売場所	ヤフーが提供するインターネットオークションのシステム上			
公売参加申込期間	平成23年1月7日 午後1時00分～平成23年1月21日 午後11時00分			
日 公 時 売	入札開始	平成23年1月27日 午後1時00分		
	入札締切	平成23年1月30日 午後11時00分		
開札の日時	平成23年1月31日 午前10時00分			
売却決定	日時	平成23年1月31日 午前10時00分	場所	天理市役所 収税課
買受代金納付期限	平成23年2月10日 午後2時30分			
買受人についての資格その他の要件	国税徴収法第92条及び同法第108条該当者は公売に参加できません。			

その他	<p>1. 天理市は瑕疵担保責任を負いません。</p> <p>2. 公売に参加するためには、公売参加申込期間内において、公売財産の公売保証金を納付いただく必要があります。</p> <p>3. 買受代金を納付したとき、買受財産の危険負担は買受人に移転します。買受後に発生した財産の毀損、盗難及び焼失などによる損害負担は買受人が負うこととなります。</p> <p>4. 引き渡しは、買受代金納付時の現況有姿で引き渡します。なお、引き渡しのために要した費用はすべて買受人の負担となります。</p> <p>5. その他、詳細についてはヤフーオークションサイト並びに天理市のホームページでご確認ください。</p>
<p>配当を受ける者の権利の申出について</p> <p>公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他この財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに、債権現在額申立書によりその内容を本市収税課に申し出て下さい。</p> <p>なお、債権現在額申立書の用紙は当市収税課に用意しています。</p>	

(平成22年12月8日揭示済)

天理市公告第50号

指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定について

平成22年11月26日付をもって下記の者を、指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所として指定したので、介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の11及び第115条の20の規定により公告する。

平成22年12月8日

天理市長 南 佳 策

記

事業所番号	2990400042	
名称	フレンド倶楽部天理	
所在地	奈良県天理市前栽町224番地1	
申請者	名称	ウェルコンサル株式会社
	主たる事務所の所在地	奈良県奈良市三条大路5丁目2-61
	代表者の氏名	井村 昌司
	代表者の住所	奈良県奈良市帝塚山3丁目11-19
指定年月日	平成22年12月1日	
サービスの種類	小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	

(平成22年12月10日揭示済)

天理市公告第51号

天理農業振興地域整備計画書を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項の規定により準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の案を次により縦覧に供する。

天理市の住民は、平成23年1月10日までに、当該農業振興地域整備計画の案について、市に意見を提出することができる。

また、当該農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の案に対して異議のあるときは、平成23年1月10日の翌日から起算して15日以内に天理市にこれを申し出ることができる。

平成22年12月10日

天理市長 南 佳 策

1. 農用地利用計画の案の縦覧期間
自 平成22年12月11日（公告年月日）
至 平成23年1月11日（公告年月日の翌日から起算して32日目）
2. 農用地利用計画の案の縦覧場所 天理市役所環境経済部農林課 天理市川原城町605番地

教育委員会

(平成22年12月22日揭示済)

天教告示第16号

平成23年1月6日午後2時00分から1月定例教育委員会を天理市役所に招集する。

平成22年12月22日

天理市教育委員会

監査委員

(平成22年12月24日掲示済)

天監委告示第4号

定期監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、平成22年度第2回定期監査を実施したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成22年12月24日

天理市監査委員 別 所 矩 佳
 天理市監査委員 梅 崎 浩 充
 天理市監査委員 山 本 治 夫

- 1 監査の種別 定期監査
- 2 監査の執行期間及び監査対象

監 査 執 行 期 間	監 査 対 象	予算執行状況調査日
平成22年 9 月 2 日～9 月 3 日	総務部総 務 課	平成22年 7 月31日現在
〃 9 月 6 日	〃 情報政策課	〃
〃 9 月 7 日	〃 財 政 課	〃
〃 9 月 8 日	〃 防 災 課	〃
〃 9 月 9 日	〃 地域安全課	〃
〃 9 月10日	〃 税 務 課	〃
〃 9 月13日～9 月14日	〃 収 税 課	〃
〃 10 月 4 日～10 月 5 日	教育委員会教育総務課	平成22年 8 月31日現在
〃 10 月 6 日～10 月 7 日	〃 学校教育課	〃
〃 10 月12日	〃 文化財課	〃
〃 10 月13日	〃 市民体育課	〃
〃 10 月14日～10 月15日	〃 生涯学習課	〃
〃 10 月27日～10 月29日	小学校（4 校）	平成22年 9 月30日現在
〃 11 月 1 日～11 月 2 日	中学校（3 校）	〃
〃 11 月 8 日～11 月10日	幼稚園（4 園）	〃
〃 11 月 1 日～12 月10日	病院事業	〃
〃 11 月 1 日～12 月10日	水道事業	〃
〃 11 月 1 日～12 月10日	下水道事業	〃

3 監査の範囲

平成22年度の総務部、教育委員会の財務に関する事務の執行状況並びに病院事業、水道事業、下水道事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理状況

4 監査の方法

監査の対象となった各所属長及び上下水道事業管理者から、資料の提出を求め、予算の執行、収入及び支出事務等財務に関する事務が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているか、また、公営企業に係る事業にあっては、経営成績及び財政状態が正確に記録されているかについて、関係諸帳簿と照合し、必要に応じて関係職員から説明を聴取し監査を行った。

5 監査の結果

事務処理等は予算の目的に従い法令に準拠し、おおむね適正かつ効率的に執行されていると認められた。なお、注意すべき事項については関係職員に指示しておいた。

監査の結果は、以下のとおりである。

[I] 総 務 部

総 務 課

ア 予算執行状況について

(1) 歳入

平成22年 7 月31日現在（単位：円・%）

目	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額	収 入 率
総務使用料	25,000	28,036	28,036	0	100.0
財産貸付収入	42,484,000	15,486,912	14,983,000	503,912	96.7
利子及び配当金	2,334,000	915,186	915,186	0	100.0
財産区財産貸付収入	1,826,000	1,825,216	1,825,216	0	100.0
不動産売払収入	500,000	0	0	0	0.0
物品売払収入	1,000	0	0	0	0.0

地元公共事業積立基金繰入金	2,953,000	2,952,714	206,850	2,745,864	7.0
雑入	11,094,000	715,317	714,137	1,180	99.8
合計	61,217,000	21,923,381	18,672,425	3,250,956	85.2

(2) 歳出

平成22年 7 月31日現在 (単位：円・%)

目	予算現額	執行済額	残額	執行率
一般管理費	16,037,000	4,911,806	11,125,194	30.6
文書費	30,608,000	16,716,726	13,891,274	54.6
財産管理費	238,635,000	48,305,418	190,329,582	20.2
現年繰越明許費	221,082,000	48,305,418	172,776,582	21.8
	17,553,000	0	17,553,000	0.0
財産区財産管理費	7,113,000	2,947,252	4,165,748	41.4
公平委員会費	1,349,000	251,000	1,098,000	18.6
交通安全対策費	30,000,000	15,000,000	15,000,000	50.0
合計	323,742,000	88,132,202	235,609,798	27.2

(職員給与費除く。)

歳入の主なものは、財産貸付収入では、嘉幡町温水プールの建物貸付収入であり、財産区財産貸付収入では、田部町の財産区財産貸付料である。

歳出の主なものは、財産管理費では庁舎維持管理に係る各種委託料であり、財産区財産管理費では、田部町の公共事業に対する補助金であり、交通安全対策費では天理駅前駐車場施設賃借料負担金である。

イ 委託関係について

庁舎の保全及び電気空調等の保守点検業務委託、清掃警備業務委託、電話交換・庁舎案内業務委託等であり、契約書等の関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

情報政策課

予算執行状況について

(1) 歳入

平成22年 7 月31日現在 (単位：円・%)

目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率
雑入	18,000	0	0	0	0.0
合計	18,000	0	0	0	0.0

(2) 歳出

平成22年 7 月31日現在 (単位：円・%)

目	予算現額	執行済額	残額	執行率
情報処理費	79,164,000	11,527,889	67,636,111	14.6
地域情報化推進費	14,146,000	0	14,146,000	0.0
合計	93,310,000	11,527,889	81,782,111	12.4

(職員給与費除く。)

歳出の主なものは、SE・オペレータの委託及び運営管理委託料、財務会計及びグループウェアシステム保守業務委託料、奈良県電子自治体推進協議会運営会費及び汎用受付システム開発運営事業費負担金等である。

財政課

ア 予算執行状況について

(1) 歳入

平成22年 7 月31日現在 (単位：円・%)

目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率
地方揮発油譲与税	48,000,000	17,245,000	17,245,000	0	100.0
自動車重量譲与税	140,000,000	40,034,000	40,034,000	0	100.0
地方道路譲与税	0	65	65	0	100.0
利子割交付金	25,000,000	0	0	0	0.0
配当割交付金	7,000,000	0	0	0	0.0
株式等譲渡所得割交付金	5,000,000	0	0	0	0.0
地方消費税交付金	650,000,000	120,663,000	120,663,000	0	100.0
ゴルフ場利用税交付金	59,475,000	0	0	0	0.0
自動車取得税交付金	72,000,000	0	0	0	0.0
地方特例交付金	116,047,000	58,038,000	58,038,000	0	100.0

地方交付税	4,977,839,000	2,192,740,000	2,192,740,000	0	100.0
総務費国庫補助金	202,345,000	0	0	0	0.0
繰越明許	202,345,000	0	0	0	0.0
総務費県補助金	1,000,000	0	0	0	0.0
利子及び配当金	4,975,000	105,539	105,539	0	100.0
一般寄附金	1,300,001,000	100,000	100,000	0	100.0
民生費寄付金	1,000	0	0	0	0.0
教育費寄付金	1,000	0	0	0	0.0
財政調整基金繰入金	360,000,000	0	0	0	0.0
減債基金繰入金	100,000,000	0	0	0	0.0
天理っ子育て基金繰入金	300,000	0	0	0	0.0
繰越金	508,034,000	744,973,114	744,973,114	0	100.0
現年	238,778,000	475,717,114	475,717,114	0	100.0
繰越明許	237,112,000	237,112,000	237,112,000	0	100.0
事故繰越	32,144,000	32,144,000	32,144,000	0	100.0
雑入	14,000,000	0	0	0	0.0
衛生債	21,000,000	0	0	0	0.0
農林債	6,300,000	0	0	0	0.0
商工債	8,800,000	0	0	0	0.0
土木債	373,100,000	0	0	0	0.0
現年	217,100,000	0	0	0	0.0
繰越明許	142,500,000	0	0	0	0.0
事故繰越	13,500,000	0	0	0	0.0
教育債	265,700,000	0	0	0	0.0
退職手当債	317,600,000	0	0	0	0.0
臨時財政対策債	1,264,200,000	0	0	0	0.0
民生債	27,600,000	0	0	0	0.0
繰越明許	27,600,000	0	0	0	0.0
災害復旧債	1,800,000	0	0	0	0.0
繰越明許	1,800,000	0	0	0	0.0
合計	10,877,118,000	3,173,898,718	3,173,898,718	0	100.0

(2) 歳出

平成22年7月31日現在 (単位:円・%)

目	予算現額	執行済額	残額	執行率
財政管理費	1,783,000	532,272	1,250,728	29.9
財産管理費	4,977,000	105,539	4,871,461	2.1
土地開発公社費	98,711,000	0	98,711,000	0.0
諸費	3,276,000	661,317	2,614,683	20.2
社会福祉総務費	392,576,000	254,525,000	138,051,000	64.8
下水道事業費	1,850,000,000	800,000,000	1,050,000,000	43.2
元金	1,934,160,000	233,229,993	1,700,930,007	12.1
利子	377,463,000	28,607,907	348,855,093	7.6
公債諸費	271,000	89,692	181,308	33.1
水道事業会計補助金	16,737,000	8,367,000	8,370,000	50.0
予備費	7,010,000	0	7,010,000	0.0
合計	4,686,964,000	1,326,118,720	3,360,845,280	28.3

(職員給与費除く。)

歳入の主なものは、地方消費税交付金、地方交付税、繰越金、地方特例交付金等である。

歳出の主なものは、社会福祉総務費では、国民健康保険特別会計及び市立病院事業会計への繰出金であり、元金、利子では、市債の元利償還金である。

イ 基金の運用状況について

基金の運用状況は、次表のとおりである。

(単位:円)

区分	21年度末現在高	22年4月1日～22年7月31日		22年7月31日現在高
		増	振替額	
財政調整基金	1,122,424,613	500,085,917	0	1,622,510,530

減 債 基 金	249,305,846	0	0	249,305,846
地 域 振 興 基 金	16,786,236	0	0	16,786,236
土 地 開 発 基 金(現 金)	127,126,696	0	0	127,126,696
土 地 開 発 基 金(土 地 等)	726,633,652	0	0	726,633,652
公 共 施 設 整 備 基 金	81,099,594	0	0	81,099,594
福 祉 基 金	258,027,913	19,622	0	258,047,535
「天理っ子」育成基金	4,038,137	0	0	4,038,137
合 計	2,585,442,687	500,105,539	0	3,085,548,226

防 災 課

ア 予算執行状況について

(1) 歳入

平成22年 7月31日現在 (単位:円・%)

目	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額	収 入 率
消防費県補助金	1,527,000	0	0	0	0.0
現 年	150,000	0	0	0	0.0
繰越明許	1,377,000	0	0	0	0.0
雑 入	2,180,000	0	0	0	0.0
合 計	3,707,000	0	0	0	0.0

(2) 歳出

平成22年 7月31日現在 (単位:円・%)

目	予 算 現 額	執 行 済 額	残 額	執 行 率
災害対策費	20,974,000	4,442,769	16,531,231	21.2
現 年	19,597,000	4,442,769	15,154,231	22.7
繰越明許	1,377,000	0	1,377,000	0.0
水 防 費	384,000	10,000	374,000	2.6
合 計	21,358,000	4,452,769	16,905,231	20.8

(職員給与費除く。)

歳出の主なものは、避難用のリヤカー購入費、自主防災組織活動補助金、消防団防災活動等補助金である。

イ 補助金関係について

自主防災組織活動補助金、消防団防災活動補助金等であり、補助金交付要綱等の関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

地 域 安 全 課

予算執行状況について

(1) 歳入

平成22年 7月31日現在 (単位:円・%)

目	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額	収 入 率
総務使用料	41,625,000	15,544,100	11,629,700	3,914,400	74.8
総務手数料	1,275,000	593,000	571,000	22,000	96.3
雑入	28,000	5,500	5,500	0	100.0
合 計	42,928,000	16,142,600	12,206,200	3,936,400	75.6

(2) 歳出

平成22年 7月31日現在 (単位:円・%)

目	予 算 現 額	執 行 済 額	残 額	執 行 率
交通安全対策費	86,235,000	12,077,279	74,157,721	14.0
防犯対策費	11,427,000	4,981,095	6,445,905	43.6
合 計	97,662,000	17,058,374	80,603,626	17.5

(職員給与費除く。)

歳入の主なものは、総務使用料では天理駅前地下自転車等駐車場使用料である。

歳出の主なものは、交通安全対策費では、天理駅前地下自転車等駐車場指定管理料、コミュニティバス運行事業に伴う地域公共交通活性化協議会への負担金等である。

防犯対策費では地域安全パトロール業務委託料、天理山辺防犯協議会分担金等である。

税 務 課

ア 予算執行状況について

(1) 歳入

平成22年 7月31日現在 (単位:円・%)

目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率
総務手数料	3,850,000	1,780,400	1,758,200	22,200	98.8
雑入	17,000	9,040	8,840	200	97.8
合計	3,867,000	1,789,440	1,767,040	22,400	98.8

(2) 歳出

平成22年 7月31日現在 (単位:円・%)

目	予算現額	執行済額	残額	執行率
税務総務費	181,000	100,050	80,950	55.3
賦課費	93,496,000	5,682,231	87,813,769	6.1
合計	93,667,000	5,782,281	87,894,719	6.2

(職員給与費除く。)

歳入の主なものは、証明手数料である。

歳出の主なものは、賃金、家屋評価図形計算システム賃貸料及び地方電子化協議会負担金等である。

イ 税目別の調定状況について

平成22年7月31日現在の税目別調定額は、次表のとおりである。

(単位:円・%)

税目	調定額		前年度比較 増・減(△)	対前年度 比率
	平成22年度	平成21年度		
市民税(個人)	2,720,990,134	2,924,704,295	△203,714,161	93.0
市民税(法人)	210,686,900	238,422,500	△27,735,600	88.4
固定資産税	3,713,948,000	3,785,256,100	△71,308,100	98.1
国有資産等所在市交付金	26,061,800	26,774,000	△712,200	97.3
軽自動車税	122,783,500	120,511,000	2,272,500	101.9
市たばこ税	126,579,361	133,071,467	△6,492,106	95.1
都市計画税	557,064,700	560,487,100	△3,422,400	99.4
計	7,478,114,395	7,789,226,462	△311,112,067	96.0

前年度と比較すると311,112,067円(4.0%)の減少となっているが、市税は市財政の根幹をなすものであり、厳しい経済状況のもと、より一層課税対象の把握と適正な賦課に努められるよう要望する。

収税課

ア 予算執行状況について

(1) 歳入

平成22年 7月31日現在 (単位:円・%)

目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率
総務手数料	756,000	348,350	322,850	25,500	92.7
総務費委託金	93,539,000	0	0	0	0.0
延滞金	3,600,000	3,276,393	3,143,978	132,415	96.0
滞納処分費	1,000	0	0	0	0.0
合計	97,896,000	3,624,743	3,466,828	157,915	95.6

(2) 歳出

平成22年 7月31日現在 (単位:円・%)

目	予算現額	執行済額	残額	執行率
諸費	69,198,000	69,198,000	0	100.0
徴収費	16,704,000	1,456,279	15,247,721	8.7
合計	85,902,000	70,654,279	15,247,721	82.2

(職員給与費除く。)

歳入の主なものは、延滞金である。

歳出の主なものは、諸費では市税過誤納還付金及び加算金で資金前渡されている。徴収費では、徴収指導員報酬等である。

イ 諸費の状況について

諸費の市税過誤納還付金及び加算金68,198,000円と市税返還金1,000,000円が資金前渡され、平成22年7月31日現在の執行額は、過誤納還付金47,907,946円(322件)、加算金424,400円(27件)、合計48,332,346円となっている。それぞれの未執行金は適正に保管されていた。

ウ 市税の収入状況について

平成22年7月31日現在の市税収入状況は、次表のとおりである。

(単位：円・%)

税 目	平成 22 年 7 月 31 日 現 在				平成21年7月31日現在		
	調 定 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額	収 入 率	収 入 済 額	収 入 率	
現年度	市 民 税	2,931,677,034	1,183,140,247	1,748,536,787	40.4	1,237,312,794	39.1
	固定資産税	3,740,009,800	2,383,969,027	1,356,040,773	63.7	2,456,763,971	64.5
	軽自動車税	122,783,500	112,516,900	10,266,600	91.6	110,400,500	91.6
	市たばこ税	126,579,361	95,082,271	31,497,090	75.1	133,041,126	100.0
	都市計画税	557,064,700	353,577,623	203,487,077	63.5	360,215,529	64.3
	計	7,478,114,395	4,128,286,068	3,349,828,327	55.2	4,297,733,920	55.2
滞納繰越分	市 民 税	267,555,742	20,894,824	246,660,918	7.8	26,555,612	10.2
	固定資産税	454,864,909	21,047,213	433,817,696	4.6	21,584,589	4.4
	軽自動車税	14,149,200	1,087,400	13,061,800	7.7	1,022,700	7.3
	都市計画税	64,698,748	2,976,542	61,722,206	4.6	3,038,486	4.4
	計	801,268,599	46,005,979	755,262,620	5.7	52,201,387	6.3
合 計	8,279,382,994	4,174,292,047	4,105,090,947	50.4	4,349,935,307	50.4	

収入済額を前年同期と比較すると、現年度の収入済額は169,447,852円(3.9%)の減少、滞納繰越分の収入済額についても、6,195,408円(11.9%)の減少となっている。

徴収にあたっては、訪問及び夜間徴収、口座振替等に努力されているところであるが、今後もより一層財源の確保に努められるよう要望する。

[II]教育委員会

教育総務課

ア 予算執行状況について

(1) 歳入

平成22年8月31日現在 (単位：円・%)

目	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額	収 入 率
教育費負担金	5,355,000	0	0	0	0.0
教育使用料	28,000	31,270	31,270	0	100.0
教育費国庫補助金	230,416,000	0	0	0	0.0
市預金利子	1,000	104	0	104	0.0
雑 入	7,840,000	1,857,047	981,897	875,150	52.9
合 計	243,640,000	1,888,421	1,013,167	875,254	53.7

(2) 歳出

平成22年8月31日現在 (単位：円・%)

目	予 算 現 額	執 行 済 額	残 額	執 行 率
教育委員会費	5,382,000	2,138,290	3,243,710	39.7
事務局費	7,348,000	2,016,273	5,331,727	27.4
学校管理費 (小 学 校)	265,525,000	65,874,189	199,650,811	24.8
現 年	213,902,000	58,432,589	155,469,411	27.3
繰越明許	51,623,000	7,441,600	44,181,400	14.4
学校建設費 (小 学 校)	743,482,000	105,277,774	638,204,226	14.2
現 年	695,976,000	90,222,074	605,753,926	13.0
繰越明許	25,457,000	0	25,457,000	0.0
事故繰越	22,049,000	15,055,700	6,993,300	68.3
学校管理費 (中 学 校)	159,578,000	53,801,384	105,776,616	33.7
現 年	153,441,000	49,675,934	103,765,066	32.4
繰越明許	6,137,000	4,125,450	2,011,550	67.2
学校建設費 (中 学 校)	35,397,000	0	35,397,000	0.0
幼稚園費	70,300,000	30,075,816	40,224,184	42.8
幼稚園建設費	9,759,000	0	9,759,000	0.0
現 年	8,604,000	0	8,604,000	0.0
事故繰越	1,155,000	0	1,155,000	0.0
合 計	1,296,771,000	259,183,726	1,037,587,274	20.0

(職員給与費除く。)

歳入の主なものは、給食施設設備賃貸料、職員駐車場料である。

歳出の主なものは、教育委員会費では委員報酬であり、学校管理費では各小、中学校の臨時講師賃金、需用費、技能員業務委託料及び、北、南、西中学校それぞれの給食調理業務委託料である。

繰越事業として、朝和小学校の屋内運動場電気設備改修工事、福住中学校の音楽室床暖房設置工事等が執行されている。

学校建設費では、二階堂小学校及び朝和小学校の校舎耐震補強工事であり、事故繰越として、櫛本小学校の屋内運動場新築工事設計業務委託、丹波市小学校の校舎耐震診断業務委託が執行されている。

幼稚園費では小、中学校と同様の臨時講師賃金、需用費、技能員業務委託料等である。

イ 委託関係について

北、南、西中学校の給食調理業務委託等であり、契約書等の関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

なお、給食調理業務が民間委託されているが、今後も学校給食における食の安全と、衛生管理には万全を期されるよう要望する。

学校教育課

ア 予算執行状況について

(1) 歳入

平成22年8月31日現在 (単位:円・%)

目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率
教育費負担金	3,750,000	0	0	0	0.0
教育使用料	59,527,000	23,436,000	23,394,000	42,000	99.8
教育手数料	1,339,000	1,209,600	1,205,400	4,200	99.7
教育費国庫補助金	3,521,000	0	0	0	0.0
教育費委託金(国)	116,000	0	0	0	0.0
教育費県補助金	463,000	0	0	0	0.0
合計	68,716,000	24,645,600	24,599,400	46,200	99.8

(2) 歳出

平成22年8月31日現在 (単位:円・%)

目	予算現額	執行済額	残額	執行率
事務局費	20,970,000	12,403,421	8,566,579	59.1
人権教育推進費	4,988,000	4,201,344	786,656	84.2
学校管理費(小学校)	14,392,000	6,390,579	8,001,421	44.4
教育振興費(小学校)	38,940,000	11,488,020	27,451,980	29.5
学校管理費(中学校)	7,257,000	3,661,038	3,595,962	50.4
教育振興費(中学校)	34,595,000	14,881,997	19,713,003	43.0
幼稚園費	9,087,000	1,694,304	7,392,696	18.6
合計	130,229,000	54,720,703	75,508,297	42.0

(職員給与費除く。)

歳入は、教育使用料では幼稚園保育料であり、教育手数料では幼稚園入園料である。

歳出の主なものは、事務局費では魅力ある学校推進事業委託料、高等学校等進学奨励補助金等である。

学校管理費では、各小、中学校の教師用指導書購入費、児童、生徒の心臓検査委託料であり、教育振興費では、要保護・準要保護児童生徒援助費補助金、遠距離通学費補助金であり、幼稚園費では、尿検査の委託料等である。

イ 市立幼稚園の入園料・保育料の収入状況について

在籍園児数は783人で、前年度と比較すると20名の減少となっており、入園料及び保育料は、次表のとおりである。

収入未済のうち、前栽幼稚園の一部6,000円と、福住幼稚園については翌月に収入されていた。

平成22年8月31日現在 (単位:円)

区分	入園料			保育料		
	調定額	収入済額	収入未済額	調定額	収入済額	収入未済額
丹波市幼稚園	117,600	117,600	0	1,758,000	1,758,000	0
山の辺	75,600	75,600	0	1,608,000	1,608,000	0
井戸堂	84,000	84,000	0	2,100,000	2,100,000	0
前栽	436,800	432,600	4,200	8,514,000	8,490,000	24,000
二階堂	142,800	142,800	0	2,256,000	2,244,000	12,000
朝和	138,600	138,600	0	2,970,000	2,970,000	0
福住	12,600	12,600	0	180,000	174,000	6,000
櫛本	105,000	105,000	0	2,184,000	2,184,000	0
柳本	96,600	96,600	0	1,866,000	1,866,000	0
合計	1,209,600	1,205,400	4,200	23,436,000	23,394,000	42,000

ウ 補助金関係について

人権教育研究会補助金、要保護・準要保護児童生徒援助費補助金、遠距離通学費補助金等であり、補助金交付要綱等の関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

文化財課

ア 予算執行状況について

(1) 歳入

平成22年8月31日現在 (単位:円・%)

目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率
教育使用料	1,000	1,260	1,260	0	100.0
教育費国庫補助金	236,000	0	0	0	0.0
雑入	500,000	192,500	187,350	5,150	97.3
合計	737,000	193,760	188,610	5,150	97.3

(2) 歳出

平成22年8月31日現在 (単位:円・%)

目	予算現額	執行済額	残額	執行率
文化財保護費	43,887,000	7,233,558	36,653,442	16.5
合計	43,887,000	7,233,558	36,653,442	16.5

(職員給与費除く。)

歳入の主なものは、出版物頒布金であり、歳出の主なものは、発掘調査員等賃金、櫛山古墳及び龍王山城跡の管理作業委託料である。

イ 出版物の販売について

平成22年8月31日現在 (単位:円・冊)

書名	単価	冊数	収入額	未納額
黒塚古墳絵はがき	300	88	26,400	0
下敷	300	45	13,500	0
天理市の文化財	1,500	6	9,000	0
〃	500	3	0	1,500
遺跡を訪ねて	1,500	69	100,500	3,000
龍王山城跡調査概報	650	6	3,250	650
文化財調査概報 (昭和63・平成元年度)	1,600	1	1,600	0
〃 (平成10・11・12年度)	1,000	1	1,000	0
〃 (平成17年度)	1,000	3	3,000	0
文化財調査報告 (第6集)	1,600	1	1,600	0
文化財調査報告 (第7集)	4,000	5	20,000	0
文化財調査年報 (平成19年度)	1,000	1	1,000	0
文化財調査年報 (平成20年度)	1,000	3	3,000	0
天理市の佛像	3,500	1	3,500	0
合計		233	187,350	5,150

なお、5,150円は翌月に収入されていた。

ウ 委託関係について

櫛山古墳及び龍王山城跡管理作業委託等であり、契約書等の関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

市民体育課

ア 予算執行状況について

(1) 歳入

平成22年8月31日現在 (単位:円・%)

目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率
教育使用料	10,736,000	5,704,670	5,689,220	15,450	99.7
雑入	757,000	393,511	393,511	0	100.0
合計	11,493,000	6,098,181	6,082,731	15,450	99.7

(2) 歳出

平成22年8月31日現在 (単位:円・%)

目	予算現額	執行済額	残額	執行率
保健体育総務費	20,865,000	12,785,394	8,079,606	61.3
体育施設管理費	59,542,000	11,892,118	47,649,882	20.0

現 年	40,346,000	11,892,118	28,453,882	29.5
繰越明許	19,196,000	0	19,196,000	0.0
合 計	80,407,000	24,677,512	55,729,488	30.7

(職員給与費除く。)

歳入の主なものは、長柄運動公園テニスコート及び、総合体育館の使用料である。

歳出の主なものは、保健体育総務費では市民体育大会運営委託料、体育協会事業活動補助金、校区体育振興会活動育成補助金である。

体育施設管理費では需用費、三島体育館借地料、グランドゴルフ場管理運営委託料である。

イ 施設利用状況について

各施設の利用状況は、次表のとおりである。

平成22年 8月31日現在

施設名	4月	5月	6月	7月	8月	合 計
天理ダム風致公園グラウンド (件)	19	19	19	17	13	87
二階堂体育館 (件)	42	42	41	42	35	202
二階堂庭球場 (件)	8	6	7	9	8	38
二階堂運動場 (件)	16	20	17	12	22	87
白川ダム運動場 (件)	20	20	26	22	19	107
福住運動場 (件)	45	36	46	36	25	188
三島体育館 (件)	67	62	67	69	57	322
総合体育館 (件)	116	121	138	142	103	620
健民運動場 (件)	3	6	8	8	6	31
(上欄：内 照明設備)	37	21	19	32	44	153
長柄運動公園庭球場 (件)	31	32	38	48	40	189
(上欄：内 照明設備)	246	190	198	251	203	1,088
グラウンドゴルフ場 (件)	84	150	91	91	92	508

生涯学習課

ア 予算執行状況について

(1) 歳入

平成22年 8月31日現在 (単位：円・%)

目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率
教育使用料	460,000	305,790	251,840	53,950	82.4
雑入	226,000	198,460	198,380	80	100.0
合 計	686,000	504,250	450,220	54,030	89.3

(2) 歳出

平成22年 8月31日現在 (単位：円・%)

目	予算現額	執行済額	残 額	執行率
人権教育推進費	1,277,000	192,400	1,084,600	15.1
社会教育総務費	20,582,000	7,486,028	13,095,972	36.4
公民館費	61,043,000	16,555,051	44,487,949	27.1
教育キャンプ場費	5,136,000	1,582,031	3,553,969	30.8
合 計	88,038,000	25,815,510	62,222,490	29.3

(職員給与費除く。)

歳入の主なものは、公民館使用料である。

歳出の主なものは、社会教育総務費では、チビッコ広場開催委託料、山の辺号リース料、PTA協議会育成補助金である。

公民館費では各公民館維持管理費、文化教室及び各種講座開催に伴う講師謝礼であり、教育キャンプ場費では、キャンプ場補助員賃金等である。

イ 補助金関係について

校区子ども会育成事業活動費補助金、PTA協議会育成補助金等であり、補助金交付要綱等の関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

[Ⅲ]学校及び幼稚園

ア 監査を行った学校及び幼稚園

小学校 (4校) 丹波市、山の辺、櫟本、福住
 中学校 (3校) 北 (夜間学級)、福住

幼稚園（4園） 丹波市、山の辺、櫛本、福住

イ 各学校・園の事務処理状況について

各小・中学校の学校管理費及び各幼稚園費の配当予算額の執行分について監査を実施した。各学校・園とも財務に関する事務は適正で、また備品台帳については一部に記載洩れがあるものの、おおむね正確に整理され、管理についても適正であった。

学校等の備品の管理には万全を期されるとともに、最大限有効活用されるよう要望する。

各学校・園の予算執行状況は、別表1のとおりである。

ウ 薬品の管理について

各小・中学校の理科実験用の薬品についても、厳重に保管され、台帳についても整備されていた。

エ 補助金関係について

小・中学校における要保護・準要保護児童生徒の就学援助に係る学用品・通学用品費、校外活動費、給食費等であり、補助金交付要綱等の関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

小学校

平成22年9月30日現在（単位：円）

項目	学校名 丹波市 小学校	山の辺 小学校	櫛本 小学校	福住 小学校	合計
学用品・通学用品費	55,290	74,694	391,515	21,212	542,711
校外活動費	18,216	31,917	0	10,672	60,805
新入学児童(生徒)学用品費	0	59,700	59,700	19,900	139,300
給食費	164,000	228,145	1,164,400	65,600	1,622,145
医療費	0	0	3,220	0	3,220
遠距離通学費	159,400	1,367,940	0	1,207,440	2,734,780
合計	396,906	1,762,396	1,618,835	1,324,824	5,102,961

中学校

平成22年9月30日現在（単位：円）

項目	学校名 北中学校	夜間学級	福住中学校	合計
学用品・通学用品費	605,623	0	9,946	615,569
校外活動費	0	55,660	0	55,660
新入学児童(生徒)学用品費	412,200	0	0	412,200
修学旅行費	2,037,170	0	68,996	2,106,166
給食費	1,066,400	745,267	17,200	1,828,867
医療費	16,550	0	0	16,550
遠距離通学費	1,493,040	530,120	0	2,023,160
通学用ヘルメット	34,000	0	0	34,000
合計	5,664,983	1,331,047	96,142	7,092,172

[IV]病院事業会計

ア 業務状況について

平成22年度病院事業会計の業務状況は、年間患者予定数114,222人に対し平成22年9月30日現在54,557人（47.8%）で、その内訳は、入院患者延35,040人の予定に対し16,195人（46.2%）、外来患者延79,182人の予定に対し38,362人（48.4%）である。

これを前年同期と比較すると、入院患者数で547人（3.3%）減少し、外来患者数では257人（0.7%）増加し、全体では290人（0.5%）の減少となっている。

また、1日平均患者数の利用状況は、入院96人の計画に対し88.5人（92.2%）、外来318人の計画に対し302.1人（95.0%）となっている。

上半期の診療科目別患者の利用状況は、次表のとおりである。

診療科目別患者利用状況表

診療科目別	入院患者数(人)	前年比(%)	外来患者数(人)	前年比(%)	計(人)	前年比(%)
内科	9,208	98.9	18,743	105.3	27,951	103.1
	9,313		17,796		27,109	
人工透析内科	823	146.2	2,282	114.6	3,105	121.6
	563		1,991		2,554	
外科	2,246	80.7	3,119	103.8	5,365	92.7
	2,784		3,004		5,788	
整形外科	2,286	118.1	5,200	86.9	7,486	94.5
	1,936		5,987		7,923	
小児科	171	124.8	1,023	61.6	1,194	66.4
	137		1,662		1,799	

産婦人科	1,253 1,936	64.7	3,246 2,897	112.0	4,499 4,833	93.1
眼科	0 0	—	2,023 2,185	92.6	2,023 2,185	92.6
耳鼻いんこう科	208 73	284.9	2,726 2,583	105.5	2,934 2,656	110.5
合計	16,195 16,742	96.7	38,362 38,105	100.7	54,557 54,847	99.5

(二段書の上段は現年度、下段は前年度の数字を示す。)

イ 経営成績について

上半期の経営収支状況は、次表のとおりである。

(単位：円・%)

区分	総収益	総費用	純利益	費用に対する収益比率
平成22年度	1,031,941,296	914,154,767	117,786,529	112.9
平成21年度	893,602,191	926,423,327	△32,821,136	96.5

(消費税及び地方消費税抜き)

平成22年度上半期の総収益は1,031,941,296円で、その内訳は、医業収益937,118,106円及び医業外収益94,823,190円である。これを前年同期と比較すると医業収益で53,782,326円(6.1%)、医業外収益で84,556,779円(823.6%)増加し、合計では138,339,105円(15.5%)の増加となっている。

この主な要因は、他会計補助金が増加したものである。

一方、総費用は914,154,767円で、その内訳は、医業費用901,601,639円及び医業外費用12,534,537円、特別損失18,591円である。

これを前年同期と比較すると医業費用で11,185,057円(1.2%)、医業外費用で1,102,094円(8.1%)それぞれ減少、特別損失で18,591円増加し、合計では12,268,560円(1.3%)の減少となっている。

この主な要因は、材料費が減少したものである。

総費用に対する総収益比率は112.9%で、前年同期より16.4ポイント上昇し、純利益は117,786,529円となっているが、前年度繰越欠損金983,042,456円を加えた当期未処理欠損金は865,255,927円と依然として厳しい財政状況である。

収益的収支に係る予算の執行及び事業経営状況は、別表2のとおりである。

ウ 財政状態について

平成22年9月30日現在病院事業会計の流動資産は、前年同期より28,450,756円(7.6%)増加の405,100,004円であり、総資産に占める割合は25.7%で、前年同期と比較して4.4ポイントの増加となっている。

一方、流動負債は、前年同期より68,823,085円(19.3%)減少の287,080,349円であり、負債資本合計に占める割合は18.2%で、前年同期と比較して2.0ポイント減少となっている。

[V]水道事業会計

ア 業務状況について

上半期の給水戸数は、前年同期に比べ181戸(0.8%)増加の22,975戸となっているが、給水人口は、140人(0.2%)減少の69,217人となっている。

また、上半期有収水量は、前年同期に比べ108,477m³(2.2%)減少の4,722,210m³となっている。

その主な要因は大口需要者の使用量が減少したことや、節水意識の浸透等によるものである。

上半期の業務状況は、次表のとおりである。

年度区分	平成22年度	平成21年度	比較	
			増△減	比率(%)
給水人口	69,217 人	69,357 人	△ 140人	99.8
給水戸数	22,975 戸	22,794 戸	181戸	100.8
配水量	4,915,661 m ³	5,317,729 m ³	△ 402,068m ³	92.4
有収水量	4,722,210 m ³	4,830,687 m ³	△ 108,477m ³	97.8
有収水量率	96.1 %	90.8 %	5.3ポイント	

イ 経営成績について

上半期の経営収支状況は、次表のとおりである。

(単位：円・%)

区分	総収益	総費用	純利益	費用に対する収益比率
平成22年度	1,220,477,373	1,189,945,980	30,531,393	102.6
平成21年度	1,340,394,947	1,257,870,483	82,524,464	106.6

(消費税及び地方消費税抜き)

平成22年度上半期の水道事業会計の総収益は1,220,477,373円で、その内訳は、営業収益1,216,508,962円、営業外収益3,968,411円である。

これを前年同期と比較すると総収益では119,917,574円(8.9%)の減少で、主な内容としては、営業収益が118,921,601円(8.9%)減少となっている。この主な要因は、給水収益及び受託工事収益が減少したものである。

一方、総費用は1,189,945,980円で、その内訳は、営業費用1,111,279,107円、営業外費用78,666,873円である。

これを前年同期と比較すると総費用では67,924,503円(5.4%)の減少で、主な内容としては、営業費用が51,266,199円(4.4%)減少、営業外費用も16,651,424円(17.5%)の減少となっている。この主な要因は、受水費、支払利息が減少したものである。

総費用に対する総収益比率は102.6%で、前年同期より4.0ポイント下降している。

純利益は30,531,393円で、前年度繰越利益剰余金106,895,745円を加えた当期末処分利益剰余金は137,427,138円となっている。

収益的収支に係る予算の執行及び事業経営状況は、別表3のとおりである。

ウ 財政状態について

平成22年9月30日現在水道事業会計の流動資産は、前年同期より200,078,358円(9.1%)減少の2,002,064,757円であり、総資産に占める割合は11.5%で、前年同期と比較して0.6ポイント減少している。

一方、流動負債は前年同期より18,627,348円(5.7%)増加の345,574,313円であり、負債資本の合計に占める割合は2.0%で、前年同期と比較して0.2ポイント増加している。

[VI] 下水道事業会計

ア 業務状況について

上半期の水洗化戸数は18,942戸、使用水量は4,440,709^m³となっている。

下水道事業の整備も完了に近づいているものの、一般家庭の節水意識の浸透により下水道使用水量は、近年横ばい状態にある。

上半期の業務状況は次表のとおりである。

区分	年度	平成22年度
水洗化戸数		18,942 戸
使用水量		4,440,709 ^m ³

イ 経営成績について

上半期の経営収支状況は、次表のとおりである。

(単位：円・%)

区分	総収益	総費用	総利益	費用に対する収益比率
平成22年度	1,190,315,681	1,263,989,957	△73,674,276	94.2

(消費税及び地方消費税抜き)

平成22年度上半期の下水道事業会計の総収益は、1,190,315,681円で、その内訳は営業収益650,042,121円、営業外収益540,263,792円及び特別利益9,768円である。

一方、総費用は1,263,989,957円で、その内訳は営業費用936,445,693円、営業外費用327,544,264円である。

総費用に対する総収益比率は94.2%、純損失は73,674,276円で、当期末処理欠損金も同額となっている。

収益的収支に係る予算の執行及び事業経営状況は、別表4のとおりである。

ウ 財政状態について

平成22年9月30日現在の下水道事業会計の流動資産は、428,408,708円であり、総資産に占める割合は0.9%である。一方流動負債は316,521,954円であり、負債資本合計に占める割合は0.7%である。

む す び

以上が平成22年度第2回の総務部(総務課・情報政策課・財政課・防災課・地域安全課・税務課・収税課)、教育委員会事務局(教育総務課・学校教育課・文化財課・市民体育課・生涯学習課)、学校・幼稚園及び企業会計の定期監査を行った結果である。

総務部においては、予算執行状況、歳入歳出の事務処理状況及び財産の管理状況等について、各々予算の目的に従い法令に準拠して、適正に処理されていた。

なお、市税は、市財政の根幹をなすものであり、厳しい経済状況のもと、より一層の課税対象の把握と適正な賦課に努められ、収納率の向上にむけ努力されるとともに、防災対策や防犯環境の整備を中心とした安全で安心な町づくりを推進されるよう要望する。

教育委員会事務局においては、予算執行状況、歳入歳出の事務処理状況、物品の出納保管状況及び財産の管理状況等について、各々予算の目的に従い法令に準拠して、適正に処理されていた。

また、学校及び幼稚園においても、財務に関する事務は適正に処理され、備品・化学薬品の管理・保管に

についても、一部に記載漏れ等が見受けられるものの、おおむね適正であった。

教育現場を取り巻く環境は、社会ニーズの多様化に伴い、増々厳しい対応を求められる現状のもと、地域の人々とふれあう体験活動等を通して、伝統、文化を継承し「豊かな心」と「生きる力」を育み、次代を担う人づくりの推進に期待する。

次に、各企業会計についてであるが、病院事業では外来患者が昨年同期より増加したが、入院患者は減少している。

現時点では純利益を計上しているものの、依然として厳しい経営状況のもと、より一層事業の公共性と経済性の調和を図り、効率的な事業運営に努められよう要望する。

水道事業では給水戸数が昨年同期より増加したが、大口需要者の使用量の減少や、節水意識の浸透に伴い、給水収益は減少している。

現時点では純利益を計上しているものの、厳しい経営状況のもと、更なる企業努力に努め、効率的な事業運営を図るとともに、今後もおいしくて安全な水の安定供給に努められるよう要望する。

下水道事業では事業の整備も完了に近づいているが、一般家庭の節水意識の浸透により、下水道使用量は、近年横ばい状態で収入の増加に至っていない。また費用においては減価償却費が大きく影響し、純損失の計上となっている。

今後も一層の経営努力により、経費の削減に努められるとともに、下水道の普及を推進するよう要望する。

公営企業

(平成22年12月6日揭示済)

天理市上下水道局公告第8号

一般競争入札について

建設工事の請負について、次のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」といいます。）第167条の6第1項及び天理市上下水道局会計規程（平成13年3月水道ガス局管理規程第14号）第5条第1項の規定により次のとおり公告します。

なおこの工事は、市長部局所管工事との合併入札を行うものであり、予定価格及び最低制限価格の事前公表を行う土木一式工事です。

平成22年12月6日

天理市上下水道事業管理者
中谷博

第1 競争入札に付する事項

- (1) 工事名 道路築造工事北大路線及び都市水環境整備事業污水管布設工事(公第31工区)
- (2) 工事場所 天理市小路町
- (3) 工事概要

① 道路築造工事 北大路線【天理市長部局所管工事】

工事延長 L=285.0m

土工 1式

地盤改良 1式

L型擁壁工 1式

排水構造物 1式

縁石工 1式

舗装工 1式

② 都市水環境整備事業污水管布設工事(公第31工区)【天理市上下水道局所管工事】

工事概要

工事延長 L=336.0m

小口径泥水推進工HPφ250 L=110.0m

開削工 VUφ200 L=226.0m

開削工(サービス管) VUφ200 L=84.3m

マンホール工 N=12基

付帯工 1式

- (4) 工期 平成23年3月28日まで

第2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次の条件をすべて満たしていること。

- (1) 天理市に建設工事入札参加資格申請書を提出し土木工事の資格を有する建設業者(市内に本店又は営業所(建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に規定するもののうち本店を除いたもの)を有するもの)であって、かつ、当該営業所が本市に対する入札参加資格を有する者に限る。)を有するもの)であって、次の(2)から(12)に掲げる条件をすべて満たし、かつ、第3の3に定める競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

- (2) 建設業法第15条の規定による土木工事業の特定建設業の許可を受けている者であること。
- (3) 施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (4) 競争入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料（以下「競争入札参加資格確認申請書等」といいます。）提出期限の日から入札の日までの期間に指名停止措置（以下「指名停止」といいます。）を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」といいます。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」といいます。）第30条に規定する更生手続開始の申立てを含みます。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
- (6) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条の規定による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (7) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかったものとみなします。
- (8) 本工事の仕様書に対する質問を、書面（様式は自由とする。以下「質問書」という。）により提出した者であること。
- (9) 本市に対して不誠実な行為のない者であること。
- (10) 天理市の建設工事請負業者格付表（平成22年度）において土木一式工事の格付がA1等級に位置づけられている者であること。
- (11) 次の条件をすべて満たす技術者をこの工事に専任で配置できること。
 - ① 建設業法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理、又は1級の建設機械施工管理とするものに合格した者。又は、これと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣（平成13年1月5日以前にあっては建設大臣）が認定したもの。もしくは、技術士法（昭和58年法律第25号）による第2次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」、又は「水産土木」とするものに限る。）に合格したもの。
 - ② 入札の申込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者。
 - ③ 監理技術者を置くことが必要な工事にあつては、土木工事業の「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者。

第3 入札手続き等

- 1 担当部課 〒632-8555 天理市川原城町605番地 天理市役所 総務部総務課 入札審査室
電話番号 0743-63-1001 内線 332
- 2 入札説明書の交付期間及び交付場所等
 - (1) 交付期間 平成22年12月6日（月）から同年12月13日（月）まで（土曜日及び日曜日を除きます。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時まで除きます。）
 - (2) 交付場所 第3 1に同じ。
 - (3) 費用 無償とします。
- 3 競争入札参加資格の確認
この工事の入札に参加しようとする者は、競争入札参加資格確認申請書等を次のとおり管理者に提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。
 - (1) 提出期間 平成22年12月6日（月）から同年12月13日（月）まで（土曜日及び日曜日を除きます。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時まで除きます。）
 - (2) 提出場所 第3 1に同じ。
 - (3) 提出部数 各1部
 - (4) 提出方法 持参に限ります。
 - (5) 作成及び提出に係る費用 申請者の負担とします。
- 4 仕様書公開の日時及び場所
 - (1) 日時 別表（入札日程）のとおりとします。
 - (2) 場所 第3 1に同じ。
 - (3) 仕様書に対する質問書は、質疑の有無にかかわらず、下記期限までに提出するものとします。
 - ① 質問書提出期限 別表（入札日程）のとおり。
 - ② 質問書提出場所 第3 1に同じ。
 - ③ 質問書提出方法 質問書の提出は、持参によることとし、郵送、宅配便等による送付又は電送に

よるもの等は認めません。

- (4) 質問書に対する回答は、別表（入札日程）のとおりの日回答書を発送するとともに、総務課入札審査室にて閲覧に供します。

5 入札の方法

- (1) 競争参加資格者は、当該公告案件の入札説明書に示す所定の入札書に必要な事項を記入し、記名押印した上で、日本郵便 郵便事業株式会社 天理支店留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により指定された到着期限までに郵便により提出しなければなりません。
- (2) 入札書の郵送に際しては、封筒は二重封筒とし、中封筒に入札書1通を入れ封かんし、表側に工事名及び入札者名を記載した上で、外封筒に入れなければなりません。
- (3) 外封筒の表面に開札日、工事名、住所又は所在、商号又は名称、代表者氏名等の必要事項を記入した郵便入札送付票を貼付しなければなりません。
- (4) 前各項に規定する方法により入札書を送付しなかったとき又は入札書が到着期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなします。

6 入札書の到着期限日及び送付先

- (1) 到着期限日 別表（入札日程）のとおりとします。
- (2) 入札書の送付先 日本郵便郵便事業(株)天理支店 留 天理市役所総務部総務課入札審査室 行

7 開札日時及び場所

- (1) 日時 別表（入札日程）のとおりとします。
- (2) 場所 天理市川原城町605番地 天理市役所3階 334会議室

8 落札者の決定方法

- (1) 入札の回数は、1回とします。
- (2) 天理市契約規則（昭和40年8月天理市規則第22号）第6条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の入札書記載金額を提示し、かつ、最低制限価格を下回らない有効な入札を行った者を落札者とする。決定後、落札者にその旨を通知するとともに、入札結果は総務課入札審査室で公表します。
落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定するものとします。

第4 その他

- 1 入札保証金 免除します。
- 2 契約保証金 免除します。
- 3 入札の無効

次に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。

- (1) 本入札説明書に規定した競争参加資格が認められていない者のなした入札
- (2) 第2に定める競争参加資格がない者のなした入札
- (3) 第3の5に定める入札の方法によらない入札
- (4) 本市に対し虚偽の記載をした申請書又は資料を提出した者のなした入札並びに仕様書及び天理市上下水道局建設工事郵便入札試行要領において示した入札条件等に違反した入札。ただし、入札書については、当該公告案件の入札説明書に示す所定の入札書により応札すること。

4 入札中止条件

この入札手続執行途中で、入札参加可能者が3者未満となったとき又は入札開札時に入札参加者が3者未満となったときは、その段階で入札手続又は入札を中止します。

5 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者が入札参加資格の制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しません。

6 予定価格

- (1) この工事の予定価格は、107,437,050円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）です。
- (2) この工事の最低制限価格は、93,711,450円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）です。

7 入札公告の掲示場所 天理市役所 掲示場

8 詳細は、入札説明書によります。

9 問い合わせ先 天理市市役所 総務部総務課 入札審査室 電話番号 0743-63-1001 内線 332

別 表（入札日程）

道路築造工事北大路線及び都市水環境整備事業污水管布設工事（公第31工区）	
事 項	期 間 等
入札説明書の交付期間	平成22年12月6日（月）から平成22年12月13日（月）まで 天理市ホームページからダウンロードできます。
申請書の提出期間仕様書の公開期間	平成22年12月6日（月）から平成22年12月13日（月）まで
質問書の提出期限	平成22年12月16日（木）

	質問書の提出は、質問がない場合も必ず必要です。
競争参加資格確認の結果の通知日	平成22年12月21日（火）
質問書への回答日	平成22年12月21日（火）
競争参加資格がないとした場合の説明要望書提出期限	平成22年12月24日（金）
競争参加資格がないとした場合の当該理由の回答日	平成22年12月28日（火）
入札書到着期限日	平成23年 1 月12日（水） 書留郵便にて日本郵便 郵便事業(株)天理支店に必着のこと
開札の日時	平成23年 1 月13日（木） 午前 9 時30分
くじを行う場合の日時	平成23年 1 月13日（木） 午前11時

上記の期間・期限は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。